

事業の細目の現状

- 1 事業の細目は、現時点において、283 に区分している。
 産業ごと事業の細目数は、多い順に並べると、製造業が 160(うち、その他の製造業 9)、建設事業が 41、その他の事業が 32、運輸業が 16、鉱業が 14、電気等の事業が 6、船舶所有者の事業が 6、林業が 5、漁業が 3 となっている。
 製造業では、適用事業場数が 39 万事業場で全体の 15% であるのに、事業の細目数の割合が 57% となっている。

- 2 事業の細目は、「労災保険率適用事業細目表」(昭和 47 年 3 月 31 日労働省告示第 16 号)で、事業の区分の内容及びその範囲を規定している。
 したがって、ある事業が、どの事業の区分に該当するか判定するに当たっては、同細目表にあてはめることによって、自動的にその事業の労災保険率が定まることとなる。

- 3 「労災保険率適用事業細目表」において、事業の細目ごとに、4 桁番号を付すことによって、
 - ①分離・新設すべき事業の区分(労災保険率の区分の新設)の情報
 - ②労働災害防止行政の推進に必要な労働災害に係る情報を得ることが可能となっている。

- 4 産業構造の変化に伴って、第 3 次産業に係る労災保険の適用事業場・労働者数が次のとおり変化している。
 - ①「その他の事業」では、平成 19 年度末から平成 23 年度末までの 5 年間に、適用事業場数が 147.9 万事業場から 153.8 万事業場となり、6.0 万事業場が増加し、また、適用労働者数も 3,460.2 万人から 3,656.3 万人となり、196.1 万人増加していること
 - ②「その他の各種事業」では、同 5 年間に、適用事業場数が 78.4 万事業場から 82.5 万事業場となり、4.1 万事業場が増加し、また、適用労働者数も 1,695.7 万人から 1,842.1 万人となり、146.4 万人増加していること
 - ③経済センサス(平成 21 年)によると、情報サービス業が 3.9 万事業所・105 万人、社会保険・社会福祉・介護事業が 104 万事業所・229 万人となっていること

- 5 第 3 次産業である「その他の事業」の新規受給者の全産業における割合が、平成 3 年度では 49.9% であったが、平成 23 年度では 55.8% と増加している。